

平成27年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 概要

開催日及び場所	平成27年11月24日(火)・新潟市役所分館6階 1-601会議室	
内 容	(1) 平成27年度上半期(4月～9月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告 (2) 当番委員より抽出工事事案の説明 (3) 抽出工事案件の審議	
委 員 (委員数 6名) (出席数 5名)	委員長 中川 兼人 (大学院准教授) 委 員 池田 文美 (公認会計士) 委 員 柳 則行 (弁護士) 委 員 西條 和佳子 (市民団体等) 委 員 内田 千秋 (大学准教授)【欠席】 委 員 籙 弓子 (公募委員)	
評価対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成27年9月30日	
抽出案件	6件	
制限付 一般競争入札	4件	①西土第31号 主要地方道新潟燕線(五之上地内)道路改良工事 ②西下第1号 新潟西第10処理分区枝線513～519下水道工事 ③東土第38号 主要地方道新潟黒埼インター笹口線電線共同溝工事 ④建一第17号 (仮称)内野地区集会施設建設工事
指名競争入札	1件	⑤秋建第105号 市道大関朝日線舗装繕繕工事
随意契約	1件	⑥建二第73号 関屋中学校武道場天井改修工事

質問・意見	回答
<p><b>【平成27年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均落札率について資材の高騰、人材不足が落ち着いてきたと考えられるのか？</li> <li>物価について業者等にヒアリングはするのか？</li> </ul> <p>[苦情処理一覧表]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質疑等なし（案件なし）</li> </ul> <p>[指名停止措置一覧表]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止とはどういうものなのか？</li> <li>どのような内容でどのぐらいの期間指名停止になるのか？</li> <li>契約者が指名停止となった場合どのような取り扱いとなるのか？</li> </ul> <p><b>【抽出案件の説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①の案件のように道路工事については同じ入札金額が並ぶと考えていいのか？</li> <li>②の案件について年度当初の案件であり、単価等の変更により積算が若干ずれるとあるが、毎年同じような状況か？</li> <li>入札公告の備考に積算疑義申立案件とあるがすべての公告についているのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材については厳しいとの声もあるが、新潟市発注工事で、不調・不落といった案件が、大震災復興需要前の状態まで戻っているため、落ち着いたと言える。</li> <li>積算については最新の単価指数を使用しているので、時価を反映しており、低めの積算になるとは本市においては無いものだととらえている。</li> <li>本市の指名停止要綱にしたがい、入札に参加できなくなるといったもの。</li> <li>最も重いもので、競売入札妨害又は談合で、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内。</li> <li>契約中の案件については遡及しない。とあり受けている工事に関してはそのまま続行してもらっている。</li> <li>土木工事については、ほぼ単価を公表しているので、同額での入札が多くなる。</li> <li>年度当初だからといって積算のずれが増えるといった実感はないが、国の積算基準が改訂され最低制限価格の設定率が下がったことに伴い、本市においては、現行程度の設定率となるよう調整を行ったためこのような結果になったと感じている。</li> <li>土木一式・ほ装・造園に適用し、その他の工事には適用されない。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格と同額で入札している業者があるがどのような考えで入札したのか？</li>   <li>・ 入札公告で最低制限価格は設けない、とあるが実際最低制限価格と同じ基準価格があるのはなぜか？ また、基準価格があるのなら最低制限価格を設けると記載していいのではないか？</li>   <li>・ 基準価格を下回った者と契約はできないのか？可能であれば公共工事の単価を下げる事ができるが。</li>   <li>・ 総合評価の技術評価点について入札参加業者は、どの項目で何点配点されているか理解しているのか？</li>   <li>・ 総合評価の配点で除雪協力について2.0点と1.6点あり、この0.4ポイント差はなにか？</li>   <li>・ 不調になる案件はどの程度あるのか？</li>   <li>・ 不調となった案件全てが不落随契となるのか？</li>   <li>・ 建築工事について超過が多く不落随契となっているが改善できないのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者の考えまで把握はできないが、おそらく他者全者が最低制限価格未満で入札した場合高い金額で契約できるといった考えだったのではないだろうか。</li>   <li>・ 総合評価については、法律で最低制限価格を設定できないとなっている。ただ、いくらでも安く構わないでは困るので、最低制限価格と同様に計算した基準価格を下回った場合、無効としている。</li>   <li>・ 基準価格を下回り無効となった者とは、契約できない決まりになっている。</li>   <li>・ 入札参加者には技術評価点自己評価表を作成していただいております。そこにはどの項目で何点と記載されているため理解していると考えています。</li>   <li>・ 中央区での工事の場合、中央区で除雪協力登録してある場合2.0点、他区で登録している場合は、1.6点と地域性を設けてある。</li>   <li>・ 中央区での案件であれば2件、この2件も不落随契となり、結果工事が行われないという事はない。</li>   <li>・ すべてではない。予定価格と概ね10%程度の差であれば、不落随契の余地があるという運用を行っている。</li>   <li>・ 建築工事、特に改修工事に関しては、数者から見積もりを取り、予定価格を決定している。そのため、予定価格や最低制限価格を当てることはまず不可能である。超過が目立つが、最低制限価格以下の入札もあり、何かを改善しただけで全者予定価格以上、最低制限価格以上の入札となる状況ではない。</li> </ul>
---	--